

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 広島医療生活協同組合が開設する広島共立病院(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者等に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定通所リハビリテーション事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚士その他必要なリハビリテーションを行うことによって、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
 - 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚士その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 広島医療生活協同組合 広島共立病院
- (2) 所在地 広島市安佐南区中須二丁目20番20号
[実施場所] 広島共立病院 北館3階 (広島市安佐南区中須二丁目19番6号)

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 医師1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも利用者の病状に応じた医学的管理を行う。
- (2) 従業者
医師 1名(非常勤)
医師は、利用者の病状に応じた医学的管理を行う。
理学療法士 3名(非常勤)
作業療法士 1名(非常勤)
言語聴覚士 1名(非常勤)
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、通所リハビリテーション計画を作成し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを提供する。
看護職員 8名(非常勤兼務8名、ともに1単位と2単位を兼務)
看護職員は、リハビリテーションに伴って必要な看護を行う。
介護職員 3名(非常勤、ともに1単位と2単位を兼務)
看護職員は、リハビリテーションに伴って必要な介護を行う。
事務職員 1名(非常勤)
事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。
運転手 2名(非常勤2名、ともに1単位と2単位を兼務)
利用者の送迎を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日とする。
ただし、国民の休日、8月15日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 月曜日から金曜日の8時30分から17時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日の8時30分から12時30分
月曜日・火曜日・金曜日の14時00分から16時30分までとする。

	月	火	水	木	金	土	日
8:30~12:30	○	○	○	○	○	—	—
14:00~16:30	○	○	—	—	○	—	—

(指定通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

- (1) 1単位 19名
- (2) 2単位 6名
- (3) 3単位 19名

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- (1) 指定通所リハビリテーション
- (2) 居宅と事業所間の送迎
- (3) 健康チェック
- (4) 栄養指導
- (5) 理学療法
- (6) 作業療法
- (7) 言語聴覚療法
- (8) レクリエーション活動

(利用料その他の費用の額)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅まで次の額を徴収する。
 - ・ 実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 10円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、広島市安佐南区、安佐北区の区域とする。

ただし、安佐南区大塚・伴地区・沼田町、安佐北区安佐町・白木町は除く。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者が指定通所リハビリテーション及び指定介護予防リハビリテーションの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- (2) 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置し、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練(年2回)
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、下記の事を行う。

- (1) 虐待を防止するための職員の研修
- (2) その他、虐待を防止するための必要な措置
- (3) 事業所は、擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町に通報する

(苦情処理)

第13条 管理者は、提供した指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

【相談窓口の連絡先】 広島共立病院 利用委員会 事務局 三戸雅史

(電話) 082-879-1111 (FAX) 082-879-7948

2 利用者又はその家族は、事業所が提供したサービスに何らかの苦情がある場合には、市町又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができる。

- ・国民健康保険団体連合会 (電話) 082-554-0783
- ・安佐南区健康長寿課介護保険係 (電話) 082-831-4943
- ・安佐北区健康長寿課介護保険係 (電話) 082-819-0621

(事故発生時の対応)

第14条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は広島医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

平成28年11月 1日 一部改訂

平成29年 6月 1日 一部改訂

平成30年 6月 1日 一部改訂

令和 1年10月 1日 一部改訂

令和 5年4月 1日 一部改訂

令和 7年1月 1日 一部改訂